

「平成30年度における環境調査の結果等について【長野県】」に対する長野県からの助言と事業者の対応方針

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>1 全般</p> <p>(1) 工事による環境影響を最大限回避、低減できるように、地下水や希少な動植物等への影響がある場合、又は影響のおそれがあると認められる場合には、直ちに必要な調査を実施して原因の究明に努め、必要な環境保全措置を講じるとともに、速やかに関係市町村、関係機関等と協議を行うこと。</p>	<p>中央新幹線の事業の実施にあたっては、環境の保全に十分配慮しながら計画を進めることが重要であると考えており、これまで通り、事業者として可能な限り環境影響の回避又は低減を図っていく所存です。</p> <p>また、環境への影響、又は影響のおそれがあると認められる場合は、関係機関等への情報提供を行うと共に、必要な環境保全措置を講じます。</p>
<p>(2) 工事の実施状況、事後調査及びモニタリングの結果、環境保全措置の実施状況等を積極的に公表するとともに、地域住民に対して引き続き丁寧な説明を行うこと。特に、工事箇所が集中する大鹿村内は、極めて静寂で清涼な自然環境が維持されてきた場所であり、南アルプスへの登山ルートもあることから、住民の理解を得るためのコミュニケーションに努め、景観への影響、人と自然との触れ合い活動への工事車両の通行による影響を回避・低減するための措置を引き続き徹底すること。</p>	<p>工事の実施状況、事後調査及びモニタリングの結果、環境保全措置の実施状況等については、本年度も記載していますが、引き続き年度毎にとりまとめを行い、県等へ報告するとともに、当社ホームページへ掲載します。</p> <p>今後も引き続き地域住民の理解を得るためのコミュニケーションに努め、景観への影響、人と自然との触れ合い活動への工事車両の通行による影響を回避・低減するための措置を徹底してまいります。</p>
<p>(3) 中央アルプストンネル、南アルプストンネルについて、岐阜県及び静岡県における長野県内に影響を及ぼす工事の実施状況等を記載すること。</p>	<p>中央アルプストンネル、南アルプストンネルの内、岐阜県及び静岡県における工事の実施状況等について、必要に応じて関連する部分を次年度以降の報告に記載します。</p>
<p>2 大気質</p> <p>除山非常口における降下ばいじん量について、春季の測定結果が他の季節と比べ高くなっているため、原因の究明に努めるとともに、工事の影響によるものと認められる場合は、追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>建設機械の稼働台数は他の季節と大きく変わらないことから、花粉や黄砂等自然的な要因による影響を受けていると考えておりますが、降下ばいじん量を抑えるため、工事現場の清掃や散水、仮囲いの設置などの従来の環境保全措置に加え、走行速度の抑制や建設機械の高負荷運転を避けるなどの対策を、必要に応じて講じてまいります。</p>
<p>3 水資源</p> <p>(1) 湧水の水量、地表水の流量及び地下水の水位が経年的及び季節的に大きく変動している地点について、引き続き変動の理由解析を進めること。</p>	<p>湧水の水量や地表水の流量が大きく変動した地点について、可能な範囲で考えられる理由は本年度も記載していますが、次年度の報告にも引き続き記載することを検討します。</p>
<p>(2) 連続観測を実施した地点について、測定結果の公表方法を引き続き検討すること。</p>	<p>連続観測を実施した地点については、他の地点と同様、毎月1回別途手動計測した結果を年度毎にとりまとめ、県等に報告するとともに、当社ホームページに掲載しています。連続観測の測定結果は、必要に応じて公表することを検討します。</p>
<p>(3) 大鹿村発生土仮置き場に係る地下水の水質の調査結果において、ふっ素及びほう素の測定結果が継続して環境基準値を超過しているため、要対策土を仮置きした際の地下水への影響について評価できるよう、情報の整理を進めること。</p>	<p>大鹿村内発生土仮置き場に係る観測井戸の地下水の水質の調査結果において環境基準を超過している地点は、まだ、要対策土仮置き場として使用開始していない段階ではありますが、使用する場合には、要対策土に含まれる物質も念頭に水質を確認してまいります。</p>

<p>4 土壌汚染 除山非常口の発生土について、土壌溶出量基準に近い濃度のヒ素が確認されているため、要対策土の発生に備え、仮置きした要対策土の最終的な処理方法を可能な限り早期に具体化すること。</p>	<p>トンネル掘削により発生する土は、坑口部を除き、土壌汚染対策法の対象外ですが、自主的に土壌汚染対策法に準ずる試験を実施します。 試験の結果、土壌汚染対策法の土壌溶出量基準値を超える発生土の最終的な処理方法等は、引き続き検討していきますが、自社用地内での活用や自治体から許可を受けた業者に委託するなど関係法令等に基づき適切に処理を行います。 なお、自社用地内での活用については、遮水工を設置し周辺環境に影響を及ぼさないように封じ込めを行うなど適切な対策を実施します。</p>
<p>5 動物 猛禽類に対するコンディショニングの実施に当たっては、行動圏の把握に加えて、年間を通じた繁殖スケジュールの把握に努め、その調査結果を可能な限り環境保全措置に反映させること。</p>	<p>猛禽類の保全対策として、生息状況や生息環境、年間繁殖スケジュールを把握したうえで、低騒音・低振動型の建設機械の採用やコンディショニングの実施等の環境保全措置を実施します。今後の猛禽類継続調査の結果や専門家等の助言も踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置も検討し、猛禽類への影響を低減してまいります。</p>
<p>6 植物 (1) アゼナルコ、ウリカワなど鹿による食害が考えられる植物種に対しては、食害対策を検討すること。</p>	<p>専門家の助言を受け、河川管理者と協議・検討を行いました。鹿除けの柵等の設置を検討しましたが、協議の結果、河川管理上の問題から実施には至りませんでした。現状で、食害が認められますが、活着しており個体が消失する可能性は低いと考えています。</p>
<p>(2) ウリカワは水田雑草のため、この移植・播種地では土壌の水分状況を湿性に維持し、植生遷移が進行しないような除草や水管理、また、ある程度の土壌のかく乱を施すなどの植生管理を継続すること。</p>	<p>移植地は河川敷内であり、小渋川支川との合流地点付近の平坦地であることから、ある一定の頻度で、土壌のかく乱が行われており、その結果、植生の遷移を妨げることとなり、湿地環境が維持されていると考えております。移植種に適した植生管理を引き続き行ってまいります。</p>
<p>(3) トダイアカバナについて、移植地及び播種地における個体は確認されず、環境保全措置の効果が得られていないことから、今回実施した環境保全措置の手法の見直しを行うこと。また、移植・播種地周辺の生育個体を継続して調査し、生育環境が維持されているか確認すること。</p>	<p>移植場所においては、2016年に発芽（1株）及び開花・結実を確認しました。 専門家等の助言も踏まえ、周辺で生育している個体は、その種子から発芽した可能性もあると考えており、現況より、トダイアカバナの生育環境（河原や岩石地）は、移植・播種地を含めて周辺に多く維持されていることから、当該種は保全されていると考えております。</p>
<p>(4) 植物の移植及び播種に係る環境保全措置を行うに当たっては、関係市町村、関係機関等と事前に必要な調整を引き続き行うこと。また、専門家等の技術的助言を得て、必要に応じて追加の調査及び環境保全措置を講じること。</p>	<p>植物の移植及び播種に係る環境保全措置を行うに当たっては、引き続き、関係市町村、関係機関等と事前に必要な調整を行います。また今後も、専門家等の技術的助言を頂きながら、必要に応じて追加の調査及び環境保全措置を講じてまいります。</p>